

### 13. 諸外国の国内人権機構

|         | スウェーデン  | フランス   | イギリス   | ニュージーランド   | 韓国  |
|---------|---|--|--|--|---|
| 機関名     | 機会均等オンブズマン  | 国家人権諮問委員会  | 機会均等委員会  | 人権委員会  | 人権委員会<br>(法案検討中)  |
| 性質      | 独立機関(労働省後援)   | 独立委員会(首相直屬)  | 特殊独立法人   | 独立委員会  | 独立の民間機構   |
| 組織・事務所  | ストックホルム事務所のみ  |  | マンチェスター本部、ウェールズ、スコットランド事務所   | オークランド、ウェリントン、クライストチャーチに3事務所   |   |
| 委員等     | オンブズマン1名、オンブズマン代理1名(政府が任命)<br>(機会均等委員会)<br>委員9名(法律家、労使代表等)(政府が任命)         | 93名(1998年1月現在。首相・関係大臣・国民議会議員・上院議員・行政監察官・有識者・関係NGO選出者等、各種の分野から選ばれた委員で構成。)                       | 委員8名以上15名以内(教育雇用大臣が任命。)  | 委員長、人種関係調整委員、プライバシー委員、訴務委員各1名、その他の委員3名以下(プライバシー委員を除き、法務大臣の推薦を受け総督が任命。)                             | 委員長を含む人権委員11名(委員長を含め常勤6名)(大統領が任命。うち6名は国会が推薦。3名以上は女性とする。)  |
| 主な任務と権限 | 1.男女平等法遵守の監視、指導、2.性差別に関する紛争の処理、3.職場のジェンダーの平等を達成するための積極的措置の促進、4.情報提供・教育・研修 | 1.国内外の人権問題について首相補佐、2.関係省庁等との協力促進、3.国連等に提出する政府報告書への関与、4.首相に対する人種差別及び排外主義に関する年次報告書の提出、5.諮問に対する答申 | 1.差別に関する公式調査・勧告、2.差別禁止通告、3.執拗な差別行為等の差止命令請求、4.訴訟当事者に対する援助、5.教育・啓発、6.行為基準の策定、7.関係法規の検証と改正勧告、8.年次報告書の作成 | 1.人権法に違反する人権侵害事案に関する調査、調整、2.人権委の調整不調の場合の申立審理審判所への訴訟提起、3.教育、広報による人権尊重の理念促進、4.人権に関する事項についての首相への報告、助言 | 1.政府機関等の人権侵害行為と私人等の差別行為に対する調査、救済、2.人権教育・広報、3.人権関係法令に関する勧告、4.人権侵害の判断基準等に関する勧告、5.人権状況の実態調査、6.人権団体等、国際機関との協力 |

|          |  |                        |   |   |   |
|----------|--|------------------------|---|---|---|
| 取扱事象・事案  | 性別に基づく、雇用における差別  | (個別の人権侵害事案の救済は取り扱わない。) | (性差別禁止法) 性別に基づく雇用、教育、不動産売買・賃貸、商品・サービス・施設の提供、広告に関する差別<br>(平等賃金法) 性別に基づく賃金差別                                    | 人種、皮膚の色、出身国・民族、性別、宗教、障害、年齢、政治的意見等に基づく雇用、教育、施設の利用、商品・サービスの供給等における差別、人種間不和煽動行為      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府機関、地方公共団体、多人数による人権侵害行為</li> <li>・法人、団体、私人による性別、人種、宗教、障害、出身地域等を理由とする雇用、財貨の提供等における差別</li> </ul> |
| 主な事件処理手続 | 申立てを受けて調査を行い、使用者に法の遵守、和解を求める。和解が不調の場合、被害者の同意を得て、被害者に代わって労働裁判所に訴訟を提起する。 |                        | 援助の申立てを受けて、審査の上、委員会指名の弁護士等が訴訟手続きにおいて被害者を代理する等の援助を提供する。<br>この他、公式調査を経て、差別禁止通告を行い、任意履行の見込みがない場合は、裁判所に差止命令を請求する。 | 委員会は申立てを受けて調査を行い、調停(強制調停あり。)による解決を図る。調停不調の場合は、申立審理審判所に訴訟を提起する。審判手続は、裁判手続とほぼ同様である。 | 申立て又は職権により調査を行い、あっせん・調停・勧告・告発・懲戒要求等を行う。   |
| 強制調査権限   | 使用者に過料の制裁付きで情報提供を命じることができる。この命令に対する不服申立ては機会均等委員会が取扱う。                  |                        | 公式調査での文書提出・出頭要請の拒否に対しては、裁判所の命令を求めることができる。証拠隠滅、虚偽供述等に対しては罰金の制裁あり。  | 人権委の調査の妨害、隠匿、抵抗、拒否等に対しては、罰金の制裁がある。審判所は、裁判所と同様、証人の召喚、証言の強制等の権限を有する。                | 人権擁護業務の妨害、拘禁・保護施設の訪問調査妨害につき刑事罰。出頭・資料提出要求拒否に過料の制裁。   |

|       |  |  |   |                                  |                              |
|-------|--|--|---|----------------------------------|------------------------------|
| 救済方法  | 労働裁判所の判決、労働契約等の無効、修正、損害賠償、再雇用(機会均等委員会)<br>積極的是正措置命令(過料の制裁あり) |  | (委員会)<br>個人の援助(訴訟での代理等)差別禁止通告、差止命令請求<br>(雇用審判所)<br>権利確認命令、損害賠償命令、是正命令 | 審判所の命令、違法であることの宣言、禁止命令、作為命令、損害賠償 | 調停、人権侵害行為の中止等の救済措置勧告、告発・懲戒要求 |
| 不服申立て |  |  | 差別禁止通告に対する不服申立ては、雇用審判所、県裁判所等に対して行う。                                   | 高等法院に対して行う。                      |                              |

(参考資料) 法務省資料「人権救済制度のあり方について(答申)(平成 13 年 5 月 25 日人権擁護推進審議会)資料 7」から抜粋